

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月27日
【発行者の名称】	株式会社RAVIPA (RAVIPA Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 新井 亨
【本店の所在の場所】	東京都豊島区池袋2-43-1 池袋青柳ビル
【電話番号】	(03)6907-3950 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 渡部 颯太
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社RAVIPA <a href="https://ravipa.co.jp/">https://ravipa.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行情報の内容（発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期
決算年月		2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高	(千円)	1,328,541	1,638,629	1,811,807
経常利益	(千円)	48,743	114,003	381,939
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	37,478	98,566	250,225
包括利益	(千円)	37,478	98,566	250,225
純資産額	(千円)	84,583	183,150	423,475
総資産額	(千円)	380,740	691,181	1,056,177
1株当たり純資産額	(円)	42.72	92.50	213.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	13.00 (5.00)
1株当たり当期純利益	(円)	18.93	49.78	126.38
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	22.2	26.5	40.1
自己資本利益率	(%)	56.9	73.6	82.5
株価収益率	(倍)	—	10.2	4.0
配当性向	(%)	—	—	10.29
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	12,425	167,202	86,396
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,500	△72,560	16,538
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△67,309	85,300	89,138
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	177,560	357,501	549,574
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	25 (63)	16 (40)	15 (10)

- (注) 1. 第6期及び第7期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式の上場が2024年1月25日であるため、それ以前については記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。
5. 2023年2月26日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております

## 2 【沿革】

当社は、2017年12月に創業者新井亨がインターネット通販会社として、東京都豊島区に株式会社RAVIPAを設立しております。

2019年6月に創業者新井亨が大阪府大阪市中央区にコールセンター業務を目的として株式会社Telemarketing Oneを設立しました。さらに、2021年7月に東京都豊島区にインターネット通販事業のコンサルティングを目的としてサブスクD2C総研株式会社を設立しました。

その後、株式会社RAVIPA は2021年11月にコールセンター運営会社の株式会社Telemarketing Oneと通販事業者向けのコンサルティング事業運営会社のサブスクD2C総研株式会社の株式を100%取得し子会社として現在に至っております。

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2017年12月	創業者新井亨が、東京都豊島区に「株式会社RAVIPA」を設立
2018年4月	オリジナル商品「ASHADA」及び「Hairmore」を開発し販売開始
2018年7月	資本金を990万円に増資
2018年12月	オリジナル商品「ASHADA」及び「Hairmore」の商標登録
2019年6月	創業者新井亨が、大阪府大阪市中央区にコールセンター業務を目的として株式会社Telemarketing Oneを設立
2020年7月	株式会社RAVIPAがプライバシーマークを取得（登録番号 第10590142(01)号）
2020年9月	株式会社Telemarketing Oneがプライバシーマークを取得（登録番号 第20002579(01)号）
2021年7月	創業者新井亨が、東京都豊島区にインターネット通販事業のコンサルティングを目的としてサブスクD2C総研株式会社を設立
2021年11月	株式会社Telemarketing One（大阪市中央区）の全株式を取得し100%子会社化、同社のインバウンド業務及びアウトバウンド業務を本格開始  サブスクD2C総研株式会社（東京都豊島区）の全株式を取得し100%子会社化、同社の通販に関するオンライン教育コンテンツサービス開始
2024年1月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場
2024年7月	AZ日本AIロボット株式会社設立 株式を一部取得し関連会社化
2025年3月	(株)エランと業務提携し、レンタル事業を開始

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社の2社により構成されております。当社グループ事業は通販事業を中心に通販事業者向けコールセンター事業、通販事業者向けコンサルティング事業及びレンタル事業を運営しております。2025年11月末現在それぞれの事業における特色は以下の通りとなっております。

セグメント区分	主な売上項目
通販事業	女性用育毛剤「Hairmore」の企画販売、美容液「ASHADA」の企画販売
コールセンター事業	通販事業者向けコールセンター業務の受託
コンサルティング事業	サブスクD2Cの教育コンテンツ販売、通販事業の運営コンサルティング受託
レンタル事業	当社保有資産の貸出

(注) 関連会社の事業については記載を省略しております。

#### (1) 通販事業

当社グループの通販事業は、2025年11月末現在、実店舗を持たず主として自社ECサイトにおいてお客様に直接販売する形態の事業となっております。商品の企画は自社で行っておりますが、外部工場にて委託生産し、1回の注文ごとに都度販売する方法と一定の間隔で同じ製品を継続的にお届けする定期販売の2形態となっております。

一定の間隔で同じ製品を継続的にお届けする販売形態を採用することにより発送や決済処理といった事務作業が効率的に行えることや安定して売上に繋がるサブスクリプション型のビジネスであるという特徴を持っています。

また、お客様にとっても商品をその都度注文する手間が省けることや定期注文を行うことで単品購入するよりも安価に商品を購入頂けるというメリットがあります。これにより年間コースやおまとめ購入をご利用されるお客様が多くいらっしゃいます。

スマートフォンの普及により、時間と場所を選ばずにお買い物ができるため、インターネットを通じた広告宣伝活動が重要となっております。

主力商品は、女性用育毛剤「Hairmore」及び美容液「ASHADA」です。ターゲットとなるメイン顧客層は40～60代の女性です。これらのアンチエイジング商品への関心は非常に高く、常に顧客層が一定数存在しております。こうした環境を踏まえ新規のお客様の獲得には費用対効果を考慮し、インターネット広告により展開しております。

また、自社ECサイト以外にも大手ショッピングECモールでの自社ブランドのショップ運営やテレビ通販に出演することによって、より多くのお客様へ販売を行っております。

女性用育毛剤「Hairmore」は、3種の有効成分により医薬部外品として効果効能が認められております。発売以来の累計販売実績は117万本（2025年11月末現在）を記録し当社のヒット商品です。また、「Hairmore」ブランドには育毛剤に加え、シャンプー、サプリメントのラインナップを用意し、クロスセルによる売上を獲得しております。今まで育毛剤というと男性のイメージが強かったが、女性の薄毛の悩みに焦点をあて、香りや使用感などに徹底的にこだわった商品となっております。さらにSDGsの取り組みの一環として定期お届けのお客様へプラスチックのボトルでのお届けでなく、詰め替え用のレフィルタイプで商品をお届けしております。

美容液「ASHADA」は、“明日の素肌は今日より美しく”という想いをこめたネーミングで、商品の特徴として馬の胎盤から抽出された羊膜エキスを配合しております。発売以来の累計販売実績は70万本（2025年11月末現在）です。また、「ASHADA」ブランドには美容液に加え、クレンジング、乳液、化粧水のラインナップを用意し、クロスセルによる売上を獲得しております。



## (2) コールセンター事業

当社グループのコールセンター事業は、2025年11月末現在、連結子会社である株式会社Telemarketing One（以下、㈱Telemarketing One）において事業を行っております。現在約37名のオペレーターが在籍しており、D2C通販業者18社（2025年11月末現在）より業務を受託しております。通販事業に特化したコールセンターとしてサービスを提供しております。

従来のエンドユーザー様からの電話を受ける（インバウンド業務）だけでなく、売上や満足度をあげるためのエンドユーザー様へコールをかける（アウトバウンド業務）やメールによるお客様対応、発送業務に対する倉庫会社との連携など通販に関する幅広い業務の委託を受けられる体制が強みとなっております。

また、お客様の声で実際に活かせるものがあればそれをデータ化してクライアントへフィードバックするサービスも提供しております。

㈱Telemarketing Oneのクライアントは定期通販業者などが大半を占めており、商品のお問合せ先として㈱Telemarketing Oneがカスタマーセンターとなるという形態であり、安定した売上を確保することができるストック型のビジネスモデルであると考えております。

定期通販ビジネスに特化したサービスをトータルで提供できることを強みとしております。

近年通販業界でカスタマーサクセスへの注目が集まっており、ビジネスモデルが1回の都度購入ではなく、定期購入をベースとするため、いかに自社の商品に愛着を持ってもらい、満足度を高めるかが重要になっております。

㈱Telemarketing Oneにて対応を行うオペレーターは定期通販専用カートの操作や対応で高い評価を得ており、カートサービスを提供する企業とパートナー契約を結んでおります。

なお、2025年11月末時点における㈱Telemarketing Oneの売上構成のうち、2割ほどが親会社である株式会社RAVIPAとの取引となっております。



## (3) コンサルティング事業

当社グループのコンサルティング事業は、2025年11月末現在、サブスクD2C総研株式会社が個人事業主及び法人顧客を対象にインターネット通販に関する教育事業と事業運営のコンサルティング事業を行っております。

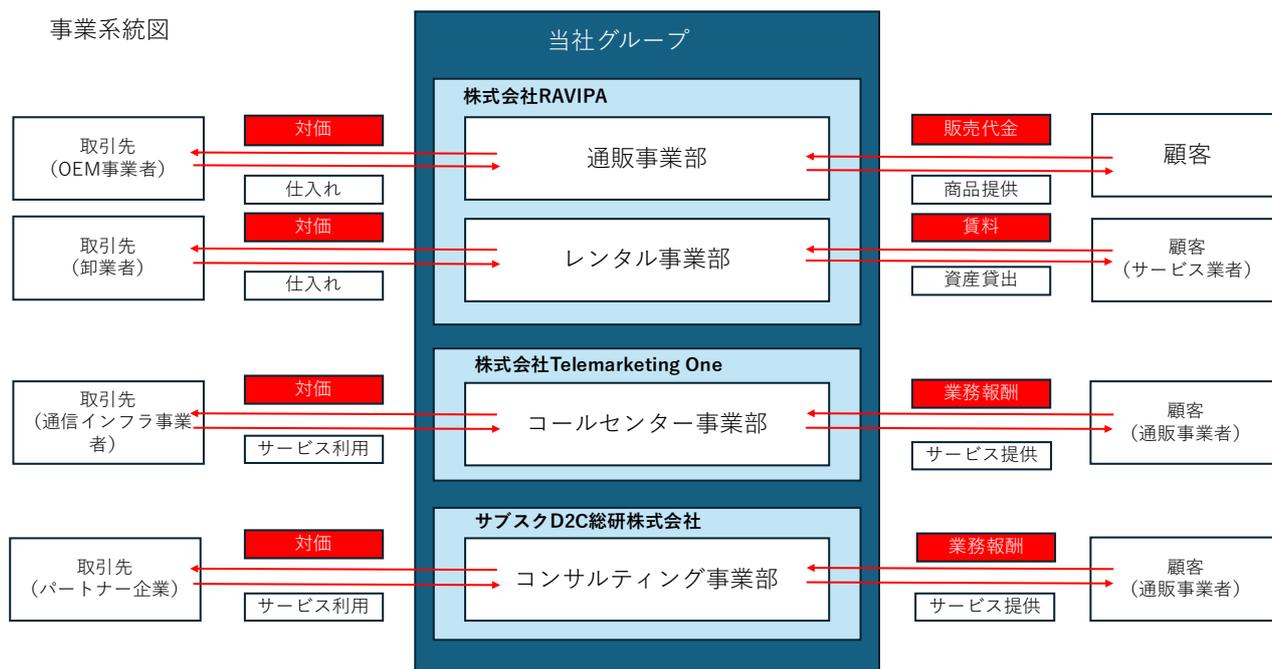
教育事業においては、D2C通販全般にかかわる社員のスキルアップのために実例を交えたオンライン講習を実施しております。コンサルティング事業においては、顧客であるD2C事業者の個別状況に合わせた分析・改善提案・商品企画のコンサルティングを実施しております。

## (4) レンタル事業

当社グループのレンタル事業は、2025年11月末現在、株式会社RAVIPAが保有するレンタル資産を貸し出す事業を展開しております。株式会社エランと業務提携を行い、施設入居者向けのお洒落着を当社が保有し貸し出しております。長期利用を前提とした取引を行うことでお客様の負担を減らし、お洒落を楽しんで頂くサービスを提供しています。



当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 関連会社の事業については記載を省略しております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(又は被所有 割合)	関係内容
(連結子会社) 株式会社Telemarketing One (注) 2	大阪府 大阪府中央区	3,000	コールセンター 事業	100.0%	当社からの業務 委託 役員の兼任
(連結子会社) サブスクD2C総研株式会社 (注) 2	東京都 豊島区	1,000	コンサルティング 事業	100.0%	役員の兼任
(その他の関係会社) 統合アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	21,000	不動産、有価証券 の保有及び運用	被所有 30.3%	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。  
 2. 株式会社Telemarketing One及びサブスクD2C総研株式会社は特定子会社であります。  
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
 4. 株式会社Telemarketing Oneについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
通販事業	1 (一)
コールセンター事業	8 (10)
コンサルティング事業	1 (一)
レンタル事業	1 (一)
全社 (共通)	4 (一)
合計	15 (10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。  
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数であります。

### (2) 発行者の状況

2025年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
6 (一)	34.2	2.7	4,553

セグメントの名称	従業員数 (人)
通販事業	1 (一)
レンタル事業	1 (一)
全社 (共通)	4 (一)
合計	6 (一)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数であります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が見られ、更に設備投資の回復やインバウンドの需要拡大も後押しし、緩やかな回復傾向にありました。一方、世界経済ではウクライナや中東における紛争の長期化、中国経済の減速、米国の通商政策など複数の懸念点が同時に存在しております。これらの懸念点から原材料やエネルギーの高騰、物価上昇、円安等に繋がりがかねないため、国内経済においても予断を許されない状況にあります。

当社グループが事業展開する化粧品に関わる商品の通信販売は引き続きインターネットを通じた広告宣伝活動を活発に行うことで新規顧客の獲得に注力しました。また新規事業となるレンタル事業の立ち上げなど、積極的な事業活動を行うことで今後更なる収益拡大に努めてまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,811,807千円（前年同期比10.6%増）、営業利益は386,205千円（前年同期比249.8%増）、経常利益は381,939千円（前年同期比235.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は250,225千円（前年同期比153.9%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを変更しております。当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

詳細は、「第6【経理の状況】 【注記事項】（セグメント情報等）【セグメント情報】 1. 報告セグメントの概要」をご参照ください。

#### ①通販事業

通販事業におきましては、物価上昇による消費者の節約志向の高まる経済環境にありながらも、積極的な広告宣伝活動の結果、継続的な新規顧客の獲得に成功し売上は堅調に推移しています。既存商品のみではなく新規商品の開発なども行い、更なる利益拡大を図っていきます。

通販事業における売上高は1,493,648千円（前年同期比13.9%増）、セグメント利益は411,054千円（前年同期比98.6%増）となりました。

#### ②コールセンター事業

コールセンター事業におきましては、通販事業に特化したコールセンター受注業務を請け負っておりますが、クライアント企業の成長を追い風に収益の確保に成功しております。今後も引き続き、クライアントへのサービス内容を充実させることで規模の拡大に努めます。

コールセンター事業における売上高は252,161千円（前年同期比24.2%増）、セグメント利益は108,358千円（前年同期比90.8%増）となりました。

#### ③コンサルティング事業

コンサルティング事業におきましては、通販事業の新規立ち上げや業務効率の改善についてコンサルティング支援業務を行うことにより、収益を確保しています。今後もコンテンツの充実や宣伝に努めることで継続的な収益の確保を目指します。

コンサルティング事業の売上高は19,921千円（前年同期比5.0%増）、セグメント利益は7,761千円（前年同期はセグメント利益77千円）となりました。

#### ④レンタル事業

レンタル事業におきましては、当連結会計年度より事業を開始いたしました。

株式会社エランと協業して本事業に取り組むことで、介護施設の入所者向け衣服レンタルサービスの提供を行っております。契約施設数及び利用者は堅調に推移しており、引き続きサービスの拡大を目指します。

レンタル事業における売上高は41,237千円、セグメント利益は10,215千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末と比べて192,072千円増加し、549,574千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は86,396千円（前年同期は167,202千円の獲得）となりました。主な内訳は、税金等調整前当期純利益の計上376,735千円に加え、売上債権の増加額45,053千円、レンタル資産の取得による支出155,331千円、未払金の減少額32,482千円、法人税等の支払額51,011千円によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、獲得した資金は16,538千円（前年同期は72,560千円の使用）となりました。主な内訳は、定期預金の預入による支出50,000千円、差入保証金の回収による収入14,217千円、出資金の売却による収入80,000千円によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は89,138千円（前年同期は85,300千円の獲得）となりました。内訳は、長期借入れによる収入360,000千円、長期借入金の返済による支出257,644千円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループは、受注活動を行っていないため該当事項はありません。

### (3) 販売実績

第8期連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
通販事業	1,493,648	113.9
コールセンター事業	252,161	124.2
コンサルティング事業	19,921	105.0
レンタル事業	41,237	—
その他	4,839	4.6
合計	1,811,807	110.6

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3. レンタル事業については当連結会計年度より開始しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

## 3【対処すべき課題】

当社グループの事業成長・拡大のために、以下の課題に取り組んでまいります。

### (1) 人材の確保及び育成

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と考えております。そのため、意欲のある優秀な人材の採用と育成のため様々な教育の機会を従業員に提供するとともに、明るく楽しく共に働くことに喜びを感じる職場づくりや福利厚生制度を整えてまいります。

### (2) 事業資金の確保

これまではキャッシュ・フローの管理を厳密に行い、営業キャッシュ・フローからの内部調達と金融機関からの借入金により調達を行ってまいりました。今後につきましては、事業を拡大し中長期的に安定した成長が可能となるよ

うに資金調達手段の多様化に取り組むことにより、財務体質の強化を図ってまいります。

### (3) 通販事業の課題

広告費においてクリック単価の上昇により新規獲得のコストが上昇する可能性があります。対策として、テレビ通販や実店舗での売り場の確保による販売チャネルの多様化を行っております。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

### (1) 原材料の調達及び価格高騰に関するリスク

当社グループの通販事業における商品は、当社が開発した商品を契約事業者の工場において製造しておりますが、原材料の調達に支障をきたした場合や価格の高騰が長期に渡った場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 決済システムに関するリスク

当社グループの通販事業は外部大手決済事業者のシステムを利用しておりますが、システム障害等により決済システムに支障が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 物流（商品配送）に関するリスク

当社グループの通販事業は外部大手物流業者の配送システムを利用しておりますが、様々な要因により配送業務に障害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 個人情報の保護に関するリスク

当社グループは、通販をご利用頂いているお客様の氏名、住所を保持しております。これらのお客様の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、お客様だけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 特定人物への依存に関するリスク

当社グループの経営全般において、創業者であり筆頭株主である代表取締役新井亨が、重要な役割を果たしております。当社グループでは、情報やノウハウの共有、人材の確保及び育成等により組織体制の強化を図り、創業者に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務遂行が困難となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 特定仕入先への依存リスク

当社の製造委託先は各社得意分野が異なることから、当社グループでは製品ごとに最も品質、納期及びコストが優れた製造委託先を選定して製造委託を行うことで、低コストかつ高品質な製品の製造を目指しております。一方多品目による販売戦略ではなく、少品目による販売戦略を採用することによりブランディングの強化を目指しております。そのため、各商品においてそれぞれ取引仕入業者に依存しているものがあります。

取引先業者とは良好な関係を築いておりますが、今後自然災害、品質及び仕入先の経営悪化や事業方針の変更などにより仕入が計画通り進捗できなくなった場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 小規模組織について

当社グループは、比較的小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社グループは今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、人員等の増強が予定通り進まなかった場合や既存の人員が社外に流出した場合、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害に関するリスク

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・店舗・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法規制に関するリスク

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加えて、通販事業においては、特定商取引法、景品表示法、薬機法、消費者契約法等の様々な法的規制を受けております。これらの法令に関して重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) レビューションに関するリスク

当社グループの提供する商品について、消費者の期待する効能効果が体感できなかった場合や健康被害等が発生した場合には、消費者とのトラブルが生じる可能性があります。このようなトラブルがマスコミ報道やインターネット上への書き込み等により発生ないし流布し、当社グループの商品イメージが低下する事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の商品に直接関係がない場合であっても、他社の模倣品や類似商品によるトラブルや風評等により当社の商品のイメージが低下する事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 消費者ニーズの変化に関するリスク

当社グループでは、OEM 生産を委託しているメーカー協力の下、新規商品の開発、既存商品の改良を行っております。消費者ニーズに応えるため、コールセンターに寄せられる顧客の声を広く収集するなどして、消費者ニーズの変化に合わせて開発・改良を継続的に行っておりますが、商品の開発はその性質上、様々な要因による不確実性が伴うため、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 競争の激化のリスク

当社グループが属する化粧品市場においては、競合企業が多数存在しております。また、参入障壁が低く新規参入事業者が多い市場であります。このような環境の下、当社グループが運営するコールセンターからの情報分析や OEMメーカーとの協働により、消費者ニーズを踏まえて商品の改良を行い、商品価値の向上に努めるとともに、顧客との関係維持を目的に様々な施策を行っております。しかしながら、類似商品を販売する競合他社との競争の激化や、同業他社の不祥事等による業界イメージの悪化、当社グループの顧客の流出やそれを補うための新規顧客の獲得コストが増加した場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新規事業の取り組みについて

当社は、今後新しい収益を作っていくため、また、事業規模の拡大のために、新規事業に取り組んでいく方針があります。新規事業に対して人材や資金、時間を投入することにより、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。そのため、新規事業を実施する際には事前に調査検討した上で収益性、成長性、他事業との関連性や相乗効果の有無等、また予測されるリスクを踏まえて計画の立案を行い、新規事業が計画通りに進捗していくよう努めてまいります。

(14) 広告宣伝に関するリスク

当社はインターネット等やマスメディアによる広告宣伝により、新規顧客を獲得しております。当社のマーケティングに関するノウハウを活かし、また、商品毎の販売予測・販売状況及び経済動向との諸要因を考慮し実施しておりますが、広告宣伝の投入に対して、その効果が想定を下回った場合や効果の発現に時間を要する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) J-Adviser との契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社グループでは、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき2021年11月29日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契

約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <担当J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年11月29日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <担当J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

##### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

##### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について 困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又

は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合

当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

#### ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定

める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

## 5【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当社は、EC商品について外部委託先に製造を委託しており、EC商品に関する研究開発活動は行っておりませんが、お客様の課題解決に向けた商品企画を行っております。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は839,923千円で、前連結会計年度末に比べ264,200千円増加しております。現金及び預金の増加242,072千円、売掛金の増加45,053千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は216,254千円で、前連結会計年度末に比べ100,795千円増加しております。レンタル資産の増加134,618千円が主な変動要因であります。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は391,199千円で、前連結会計年度末に比べ65,307千円増加しております。1年内返済予定の長期借入金の増加37,022千円、未払法人税等の増加64,825千円が主な変動要因であります。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高241,502千円で、前連結会計年度末に比べ59,363千円増加しております。長期借入金の増加65,334千円が主な変動要因であります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は423,475千円で、前連結会計年度末に比べ240,325千円増加しております。利益剰余金の増加240,325千円が変動要因であります。

### (3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### (5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 対処すべき課題」に記載しております。

### (6) 継続企業の前提に関する重要事象の対応策

該当事項はありません。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、名古屋店の設備の売却を行っておりますが、帳簿価額がゼロのため記載を省略しております。

### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

#### (1) 発行者

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	レンタル資産	リース資産	合計	
本社 (東京都豊 島区)	全社(共通)	事務所等	826	—	13,953	14,779	5 (—)
	レンタル事業	レンタル資産	—	134,618	—	134,618	1 (—)

(注)セグメントの名称の全社(共通)には通販事業が含まれております。

#### (2) 国内子会社

2025年11月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	合計	
(株)Telemarketing One	本社 (大阪府 大阪市 中央区)	コールセン ター事業	本社 事務所	3,085	630	3,716	8 (10)

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,900,000	5,920,000	1,980,000	1,980,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	7,900,000	5,920,000	1,980,000	1,980,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年2月26日 (注)	1,782,000	1,980,000	—	9,900	—	—

(注) 株式分割

2023年2月9日開催の取締役会決議により、2023年2月26日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。

#### (6)【所有者別状況】

2025年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	3	6	—
所有株式数(単元)	—	—	—	976	—	—	1,003	198,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	49.3	—	—	50.7	100	—

(7) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
新井 亨	埼玉県川越市	898,800	45.39
統合アセットマネジメント株式会社	東京都港区海岸1-11-1	600,000	30.30
ARAIインベストメント合同会社	埼玉県坂戸市日の出町5-24	376,200	19.00
鈴木 浩喜	埼玉県川口市	100,000	5.05
江口 智亮	東京都新宿区	4,900	0.25
有限会社ハートサービス	埼玉県桶川市2-6-15	100	0.01
計	—	1,980,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,980,000	19,800	単元株式数 100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,980,000	—	—
総株主の議決権	—	19,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元は重要な経営課題の一つであると捉えており、経営基盤の整備状況、業績や財務安全性などを総合的に勘案した上で、配当性向20%を目安とした継続的な配当を実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金等に充当して参ります。

なお、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

上記方針のもと、2025年11月期の配当につきましては、1株当たり13円（うち中間配当金5円）といたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年7月15日 取締役会決議	9,900	5
2026年2月27日 株主総会決議	15,840	8

## 4【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
最高	—	510	—
最低	—	510	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。なお、当社株式は2024年1月25日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、第6期は非上場であり、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2025年6月から2025年11月において、売買実績はありません。

## 5【役員の状況】

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	—	新井 亨	1981年9月27日生	2007年9月 2015年1月 2017年12月 2019年7月 2021年7月 2024年7月 2025年9月	北京桜花香美容美髪有限公司 総経理 株式会社グローバルリンク 代表取締役 当社 代表取締役就任(現任) 株式会社Telemarketing One 代表取締役(現任) サブスクD2C総研株式会社 代表取締役(現任) AZ日本AIロボット株式会社 取締役就任(現任) 医療法人社団誠昇会 理事就任(現任)	(注)1	(注)4	1,275,000 (注)5
取締役	—	竹田 駿	1990年2月25日生	2010年4月 2016年4月 2019年4月 2021年11月 2024年2月 2024年2月	電源開発株式会社入社 株式会社EC・JAPAN入社 当社入社 当社取締役就任(現任) 株式会社越後葉草取締役就任(現任) 株式会社越後酵素蓬緑代表取締役就任(現任)	(注)1	(注)4	—
取締役	管理部長	渡部 颯太	1994年1月31日生	2016年4月 2021年12月 2023年2月	東京シティ信用金庫入庫 当社入社 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)4	—
取締役	営業部長	淵名 陽介	1993年9月28日生	2014年7月 2018年5月 2019年10月 2025年2月	株式会社ベネック入社 出雲工業株式会社入社 当社入社 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)4	—
取締役	—	江口 智亮 (注)5	1967年8月20日生	2001年3月 2004年1月 2004年6月 2007年4月 2009年4月 2016年3月 2021年11月	株式会社東京国際会計事務所入社 税理士登録 江口智亮税理士事務所 所長(現任) 株式会社バリュー・クエスト入社 同社執行役員管理部長 同社執行役員財務経理部長 株式会社リキッド・デザイン・システムズ監査役(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)4	4,900

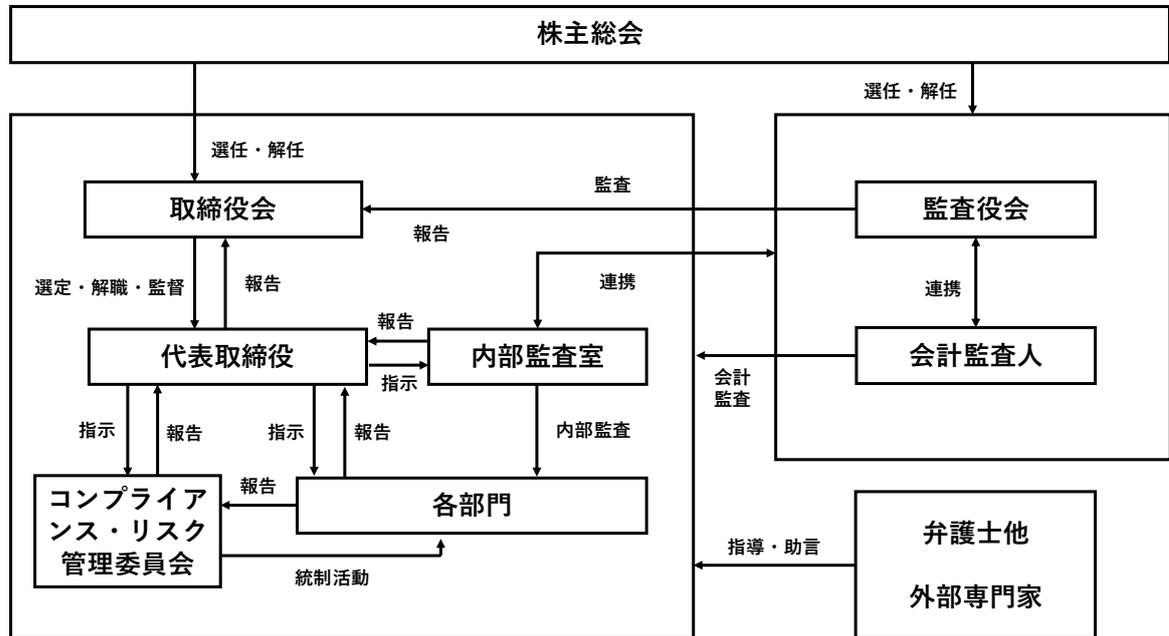
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
監査役	—	細野 幸男 (注) 7	1946年12月2日生	1970年4月 同和火災海上保険株式会社入社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社） 1999年6月 同社取締役就任 2002年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社 取締役就任（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社） 2003年6月 同社常勤監査役 2005年6月 同社常任監査役 2007年6月 ニッセイ同和損害保険調査株式会社 常勤監査役就任（現あいおいニッセイ同和損害調査） 2008年5月 株式会社東京衡機製造所常勤監査役（現株式会社東京衡機） 2008年6月 セメダイン株式会社監査役 2014年6月 株式会社エス・エム・エス常勤監査役 2016年9月 キュービーネットホールディングス株式会社常勤監査役 2018年10月 一般社団法人日本シニア起業支援機構 監事就任（現任） 2021年12月 株式会社ゆとりの空間常勤監査役 2022年12月 東京冷機工業株式会社監査役 2025年2月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 3	(注) 4	—
監査役	—	鈴木 浩喜 (注) 7	1965年9月28日生	1990年4月 山一證券株式会社入社 1997年8月 株式会社アライアンス入社 2001年3月 株式会社幸洋コーポレーション（現株式会社コマース・アールイー）入社 2003年6月 同社取締役就任 2004年4月 同社常務取締役就任 2007年6月 同社専務取締役就任 2011年1月 公共シー・アール・イー株式会社 常務取締役（現株式会社シーアールイー） 2016年9月 株式会社エム・エイチ・グループ 監査役就任 株式会社アトリエ・エム・エイチ（現株式会社エム・エイチ・プリュス） 監査役就任 アーツ株式会社 監査役就任 当社監査役就任（現任） 2021年11月 株式会社エム・エイチ・グループ 専務取締役就任（現任） 2025年9月 株式会社エム・エイチ・プリュス 代表取締役就任（現任） アーツ株式会社 取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	100,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
監査役	—	杉浦 幸彦 (注)7	1962年12月20日	1985年4月	株式会社豊田自動織機製作所(株式会社豊田自動織機)入社	(注)3	(注)4	—
				1986年4月	アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所			
				1986年9月	加地修法律事務所入所			
				1986年10月	日本国司法試験合格			
				1987年4月	最高裁判所司法研修所入所(司法修習41期)			
				1989年4月	日本国弁護士登録			
				1995年4月	米国ニューヨーク州司法試験合格			
				1995年7月	米国ニューヨーク州弁護士登録			
				2005年3月	さい法律特許事務所(現さい法律事務所) 所長(現任)			
				2021年5月	Surf Stadium Japan株式会社非常勤監査役就任(現任)			
				2025年2月	当社監査役就任(現任)			
計								1,379,900

- (注)1. 取締役の任期は、2024年11月期に係る定時株主総会終結の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2022年11月期に係る定時株主総会終結の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2024年11月期に係る定時株主総会終結の時から2028年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年11月期における役員報酬の総額は50,420千円を支給しております。
5. 代表取締役新井亨の所有株式数には、同氏の資産管理会社であるARAIインベストメント合同会社の所有する株式数376,200株が含まれています。
6. 江口智亮氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 細野幸男氏、鈴木浩喜氏及び杉浦幸彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「サブスク×D2Cで社会を豊かに便利にする」という信念のもとお客様のニーズに沿った商品開発とサービスの提供を行っております。また、社会環境や経営環境が急激に変化する中、SDGsやESGへの対応に充分留意しながらステークホルダーの皆様と共に成長することを目標としております。その実現のためには、当社グループが成長・発展し、健全で透明性のある経営を継続していくことが大切であると考えており、法令遵守や適切な情報開示を適正に行っていく所存です。

#### ②会社の機関の内容

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

当社の子会社2社においては、当社代表取締役が代表取締役を兼務しており、各社の経営状況については必要に応じ、代表取締役が当社取締役会に報告を行っております。

##### ロ. 監査役会

当社は監査役会を設置しており、監査役3名で構成されております。監査役は、監査役会規則に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

##### ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年11月期において監査を執行した公認会計士は小室豊和氏、寺島洋希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士11名及びその他4名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役監査の状況

当社は、経営方針及び社内規程等を遵守し、会社組織・制度及び業務が適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した内部監査担当者2名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。また、監査役は②会社の機関の内容のロ.に記載のとおり監査役会規則に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しており、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。なお、内部監査担当、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報交換を行い、三様監査を実効性のあるものとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役を1名選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督及び見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。

社外取締役江口智亮氏は、当社株式4,900株を保有しておりますが、当社グループとの間には人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外監査役を3名選任しております。社外監査役は、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。

社外監査役鈴木浩喜氏は、当社株式100,000株を保有しておりますが、当社グループとの間には人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的かつ中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	35,300	35,300	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	15,120	15,120	—	—	4

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く）または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,000	—
連結子会社	—	—
計	14,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年12月1日から2025年11月30日まで）の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、社外専門家との勉強会を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	357,501	599,574
売掛金	90,888	135,941
リース投資資産	2,800	—
商品	52,343	78,001
貯蔵品	8,058	16,068
未収入金	53,081	478
未収還付法人税等	244	—
その他	10,803	9,857
流動資産合計	575,722	839,923
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,165	3,912
工具、器具及び備品（純額）	6,880	630
レンタル資産（純額）	—	134,618
リース資産（純額）	—	13,953
有形固定資産合計	※1 13,046	※1 153,114
投資その他の資産		
関係会社株式	4,900	4,900
出資金	30,010	10
差入保証金	27,001	45,463
繰延税金資産	23,289	12,616
リース投資資産	16,011	—
その他	1,200	150
投資その他の資産合計	102,413	63,139
固定資産合計	115,459	216,254
資産合計	691,181	1,056,177

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,811	7,595
短期借入金	11,650	8,332
1年内返済予定の長期借入金	101,638	138,660
リース債務	2,800	2,943
未払金	130,290	97,808
未払費用	16,146	16,632
未払法人税等	32,122	96,948
未払消費税等	12,812	14,484
契約負債	239	169
賞与引当金	4,498	4,391
その他	5,883	3,234
流動負債合計	325,892	391,199
固定負債		
長期借入金	160,681	226,015
リース債務	16,011	13,068
資産除去債務	5,446	2,419
固定負債合計	182,139	241,502
負債合計	508,031	632,702
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,900	9,900
利益剰余金	173,250	413,575
株主資本合計	183,150	423,475
純資産合計	183,150	423,475
負債純資産合計	691,181	1,056,177

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自	2023年12月1日	(自	2024年12月1日
	至	2024年11月30日)	至	2025年11月30日)
売上高	※1	1,638,629	※1	1,811,807
売上原価	※2	310,865	※2	327,001
売上総利益		1,327,764		1,484,806
販売費及び一般管理費	※3	1,217,367	※3	1,098,600
営業利益		110,396		386,205
営業外収益				
受取利息		37		778
受取手数料		5,781		—
受取補償金		—		1,000
その他		1,855		659
営業外収益合計		7,674		2,438
営業外費用				
支払利息		4,038		6,620
その他		29		85
営業外費用合計		4,067		6,705
経常利益		114,003		381,939
特別利益				
固定資産売却益	※4	4,477	※4	5,000
特別利益合計		4,477		5,000
特別損失				
減損損失	※5	2,878	※5	6,124
債権放棄損		—		4,078
特別損失合計		2,878		10,203
税金等調整前当期純利益		115,603		376,735
法人税、住民税及び事業税		38,209		115,836
法人税等調整額		△21,172		10,673
法人税等合計		17,036		126,510
当期純利益		98,566		250,225
親会社株主に帰属する当期純利益		98,566		250,225

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
当期純利益	98,566	250,225
包括利益	98,566	250,225
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	98,566	250,225

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2023年12月1日 至2024年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	9,900	74,683	84,583	84,583
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		98,566	98,566	98,566
当期変動額合計	—	98,566	98,566	98,566
当期末残高	9,900	173,250	183,150	183,150

当連結会計年度（自2024年12月1日 至2025年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	9,900	173,250	183,150	183,150
当期変動額				
剰余金の配当		△9,900	△9,900	△9,900
親会社株主に帰属する 当期純利益		250,225	250,225	250,225
当期変動額合計	—	240,325	240,325	240,325
当期末残高	9,900	413,575	423,475	423,475

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	115,603	376,735
減価償却費	1,925	3,047
レンタル資産減価償却費	—	20,713
受取利息	△37	△778
支払利息	4,038	6,620
固定資産売却益	△4,477	△5,000
受取補償金	—	△1,000
減損損失	2,878	6,124
債権放棄損	—	4,078
売上債権の増減額 (△は増加)	△34,593	△45,053
リース投資資産の増減額 (△は増加)	△18,811	18,811
棚卸資産の増減額 (△は増加)	7,912	△33,667
レンタル資産の取得による支出	—	△155,331
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,870	△215
リース債務の増減額 (△は減少)	18,811	△2,800
未払金の増減額 (△は減少)	104,999	△32,482
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,789	486
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3,640	1,671
契約負債の増減額 (△は減少)	△354	△70
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△913	△106
その他	△7,747	△19,740
小計	185,214	142,042
利息の受取額	37	778
利息の支払額	△4,112	△6,657
法人税等の支払額	△14,943	△51,011
法人税等の還付額	1,006	244
補償金の受取額	—	1,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	167,202	86,396
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△50,000
有形固定資産の取得による支出	△2,570	—
有形固定資産の売却による収入	5,950	5,000
差入保証金の差入による支出	—	△32,679
差入保証金の回収による収入	8,968	14,217
出資金の払込による支出	△80,010	—
出資金の売却による収入	—	80,000
関係会社株式の取得による支出	△4,900	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△72,560	16,538
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	20,000	10,000
短期借入金の返済による支出	△8,350	△13,318
長期借入れによる収入	195,000	360,000
長期借入金の返済による支出	△121,350	△257,644
配当金の支払額	—	△9,900

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	85,300	89,138
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	179,941	192,072
現金及び現金同等物の期首残高	177,560	357,501
現金及び現金同等物の期末残高	※1 357,501	※1 549,574

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社Telemarketing One

サブスクD2C総研株式会社

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法非適用の関連会社

AZ日本AIロボット株式会社

(2) 持分法を適用していない関連会社 (AZ日本AIロボット株式会社) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

##### ①商品

先入先出法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### ②貯蔵品

先入先出法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、レンタル資産、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

レンタル資産 2年～20年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

商品の販売

当社グループは、化粧品の通販事業を主な事業としております。

商品の販売においては、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には出荷時に収益を認識しております。

返品権付きの販売については、過去のデータ等に基づき予想返品発生率を見積り、期末日時点で返品等が見

込まれる対価を返金負債として計上し当該金額を控除して収益を認識しております。

なお、個人の顧客に対し、ポイントを付与する制度を導入しております。ポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	13,046	153,114
減損損失	2,878	6,124

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは固定資産として、レンタル資産、本社事務所の設備などを保有しております。

資産グループは、主として事業セグメントを独立したキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。また、レンタル事業の資産及び遊休資産は個別資産ごとにグルーピングを行っております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合等、減損の兆候がある資産グループについて資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された各事業セグメントの将来計画を基礎としており、当該計画は事業環境や市場環境等を考慮して当連結会計年度を含む営業損益の実績を踏まえて見積っております。

減損損失の認識及び測定に使用した将来キャッシュ・フローの基礎となる事業環境等の変化により、現時点で予測不能な将来の事業環境等の著しい悪化等が生じた場合は、翌連結会計年度以降において減損損失が計上される可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積もり、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。

なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号

2022年10月28日。) 第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年11月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、有形固定資産の表示については間接控除形式で表示しておりましたが、明瞭性を高めるため、当連結会計年度から直接控除形式に変更しております。

この表示方法の変更を反映させるために、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた「建物及び構築物」61,772千円、「工具、器具及び備品」17,169千円、「減価償却累計額」△19,909千円、「減損損失累計額」△45,985千円は、「建物及び構築物(純額)」、「工具、器具及び備品(純額)」として組み替えております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における有形固定資産の「減価償却累計額」の金額は、「注記事項(連結貸借対照表関係)」に記載のとおりであります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
	19,909千円	29,486千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
	一千円	673千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
給料手当	64,598千円	31,769千円
広告宣伝費	748,345千円	653,316千円
賞与引当金繰入額	2,544千円	2,421千円
支払手数料	121,079千円	122,329千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
店舗設備一式	4,477千円	5,000千円

※5 減損損失

前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至2024年11月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
愛知県	店舗	建物及び構築物	2,536
		工具、器具及び備品	342

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。その結果、閉店した店舗の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至2025年11月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
東京都	遊休資産	工具、器具及び備品	6,124

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業セグメントを基本単位としてグルーピングしております。その結果、遊休資産となった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがゼロであるため、ゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,980,000	—	—	1,980,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,980,000	—	—	1,980,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月15日 取締役会	普通株式	9,900	5.00	2025年5月31日	2025年8月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月27日 株主総会	普通株式	利益剰余金	15,840	8.00	2025年11月30日	2026年3月2日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金	357,501千円	599,574千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△50,000千円
現金及び現金同等物	357,501千円	549,574千円

※2 重要な日資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は「注記事項（資産除去債務関係）」に記載しております。

(リース取引関係)

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
リース料債権部分	3,688	—
受取利息相当額	△887	—
リース投資資産	2,800	—

投資その他の資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
リース料債権部分	18,133	—
受取利息相当額	△2,121	—
リース投資資産	16,011	—

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたもので、返済日は決算日後、最長5年以内であります。

差入保証金は、主に本社事務所に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、信用リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

長期借入金について金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場を踏まえ、借入期間の当該リスクは限定的なものとして認識しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年11月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース投資資産（1年以内回収予定を含む）	18,811	18,451	△360
差入保証金	27,001	25,018	△1,982
資産計	45,812	43,469	△2,342
リース債務（1年以内返済予定を含む）	18,811	18,451	△360
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	262,319	261,207	△1,111
負債計	281,130	279,658	△1,471

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は上記に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (千円)
非上場株式	4,900
出資金	30,000

当連結会計年度 (2025年11月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	45,463	38,867	△6,595
資産計	45,463	38,867	△6,595
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	16,011	15,500	△510
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	364,675	363,630	△1,044
負債計	380,686	379,131	△1,555

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は上記に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	4,900

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	357,501	—	—	—
売掛金	90,888	—	—	—
差入保証金	—	6,783	20,217	—
リース投資資産 (1年以内回収予定を含む)	2,800	12,716	3,295	—
合計	451,189	19,499	23,512	—

当連結会計年度 (2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	599,574	—	—	—
売掛金	135,941	—	—	—
差入保証金	—	6,783	37,579	1,100
合計	735,516	6,783	37,579	1,100

2. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	11,650	—	—	—	—	—
長期借入金(1年以内返済予定を 含む)	101,638	79,645	47,106	19,152	11,606	3,172
リース債務(1年以内返済予定を 含む)	2,800	2,943	3,094	3,254	3,423	3,295
合計	116,088	82,588	50,200	22,406	15,029	6,467

当連結会計年度（2025年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	8,332	—	—	—	—	—
長期借入金(1年以内返済予定を 含む)	138,660	136,555	56,104	25,224	8,132	—
リース債務(1年以内返済予定を 含む)	2,943	3,094	3,254	3,423	3,295	—
合計	149,935	139,649	59,358	28,647	11,427	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年11月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年11月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度（2024年11月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産（1年以内回収予定を含む）	—	18,451	—	18,451
差入保証金	—	25,018	—	25,018
資産計	—	43,469	—	43,469
リース債務（1年以内返済予定を含む）	—	18,451	—	18,451
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	261,207	—	261,207
負債計	—	279,658	—	279,658

当連結会計年度（2025年11月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	38,867	—	38,867
資産計	—	38,867	—	38,867
リース債務（1年以内返済予定を含む）	—	15,500	—	15,500
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	363,630	—	363,630
負債計	—	379,130	—	379,130

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、想定した償還予定時期に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース投資資産

リース投資資産の時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される条件により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される条件により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,085千円	8,758千円
賞与引当金	1,529千円	1,518千円
資産除去債務	6,472千円	852千円
減損損失	12,229千円	2,170千円
その他	7,164千円	6,346千円
繰延税金資産小計	30,482千円	19,645千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,169千円	△6,567千円
評価性引当額小計	△6,169千円	△6,567千円
繰延税金資産合計	24,312千円	13,078千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,023千円	△461千円
繰延税金負債合計	△1,023千円	△461千円
繰延税金資産（負債）の純額	23,289千円	12,616千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
法定実効税率	34.6%	
(調整)		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
住民税均等割等	0.3%	
法人税額の特別控除	△1.9%	
中小法人軽減税率	△1.6%	
評価性引当額の増減	△15.6%	
その他	△1.0%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.7%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年12月1日以後に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、各設備の使用見込期間を10年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債の利回りとし、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
期首残高	24,286千円
時の経過による調整額	8千円
資産除去債務の履行による減少額	△18,848千円
期末残高	5,446千円

当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、各設備の使用見込期間を10年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債の利回りとし、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
期首残高	5,446千円
時の経過による調整額	△5千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,021千円
期末残高	2,419千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約負債の残高等

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	56,294	90,888
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	90,888	135,941
契約負債（期首残高）	593	239
契約負債（期末残高）	239	169

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」に含まれております。契約負債は、サービス提供にかかる顧客からの前受金及び顧客への販売に伴い付与する自社ポイントで、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されません。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは各事業会社が運営している施設や事業所が提供しているサービスの類似性を考慮したセグメントから構成されており、「通販事業」、「コールセンター事業」、「コンサルティング事業」、「レンタル事業」の4つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「通販事業」は主に女性用育毛剤「Hairmore」、美容液「ASHADA」の企画及び販売を行っております。

「コールセンター事業」は通販事業者向けコールセンター業務を受託しております。

「コンサルティング事業」は教育コンテンツ販売、通販事業の運営コンサルティング業務を行っております。

「レンタル事業」は弊社保有資産の貸出サービスを行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より飲食事業を終了したこと及びレンタル事業を新たに開始したことに伴い、報告セグメントを従来の「通販事業」「コールセンター事業」「コンサルティング事業」「飲食事業」から、「通販事業」「コールセンター事業」「コンサルティング事業」「レンタル事業」に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報等については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等を勘案して決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	通販事業	コール センター 事業	コンサル ティング 事業	計			
売上高							
一時点で移転される財	1,311,630	—	—	1,311,630	105,066	—	1,416,697
一定の期間にわたり	—	202,957	18,974	221,932	—	—	221,932
移転される財							
顧客との契約から生じる 収益	1,311,630	202,957	18,974	1,533,563	105,066	—	1,638,629
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,311,630	202,957	18,974	1,533,563	105,066	—	1,638,629
セグメント間の内部							
売上高又は振替高	24,485	42,000	9,000	75,485	—	△75,485	—
計	1,336,115	244,957	27,974	1,609,048	105,066	△75,485	1,638,629
セグメント利益またはセグ メント損失(△)	207,009	56,799	77	263,885	△10,966	△142,522	110,396
セグメント資産	131,568	138,902	15,790	286,260	33,921	370,999	691,181
その他の項目							
減価償却費	9	830	—	839	668	416	1,925
減損損失	—	—	—	—	2,878	—	2,878
有形固定資産の増加額	—	245	—	245	—	2,325	2,570

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食事業を含んでおります。

2. セグメント利益またはセグメント損失(△)の調整額△142,522千円は、セグメント間の取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

セグメント資産の調整額370,999千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に当社の運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産であります。

減価償却費の調整額416千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。その内容は報告セグメントに帰属しない親会社の本社管理部門に係る減価償却費であります。

有形固定資産の増加額の調整額2,325千円は、各報告セグメントに配分していない全社の有形固定資産の増加額です。

3. セグメント利益またはセグメント損失(△)の合計額は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	通販事業	コール センター 事業	コンサ ルティ ング 事業	レンタ ル事業	計			
売上高								
一時点で移転される財	1,493,648	—	—	—	1,493,648	4,839	—	1,498,487
一定の期間にわたり移転される財	—	252,161	19,921	41,237	313,319	—	—	313,319
顧客との契約から生じる収益	1,493,648	252,161	19,921	—	1,765,730	4,839	—	1,770,570
その他の収益(注) 4	—	—	—	41,237	41,237	—	—	41,237
外部顧客への売上高	1,493,648	252,161	19,921	41,237	1,806,968	4,839	—	1,811,807
セグメント間の内部売上高又は振替高	25,360	60,000	10,200	—	95,560	—	△95,560	—
計	1,519,008	312,161	30,121	41,237	1,902,528	4,839	△95,560	1,811,807
セグメント利益またはセグメント損失(△)	411,054	108,358	7,761	10,215	537,389	△5,089	△146,093	386,205
セグメント資産	204,961	239,253	19,706	146,484	610,405	—	445,772	1,056,177
その他の項目								
減価償却費	24	604	—	20,713	21,341	—	2,419	23,761
減損損失	—	—	—	—	—	—	6,124	6,124
有形固定資産の増加額	—	—	—	155,331	155,331	—	15,371	170,703

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食事業を含んでおります。

2. セグメント利益またはセグメント損失(△)の調整額△146,093千円は、セグメント間の取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

セグメント資産の調整額445,772千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に当社の運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産であります。

減価償却費の調整額2,419千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。その内容は報告セグメントに帰属しない親会社の本社管理部門に係る減価償却費であります。

減損損失の調整額6,124千円は各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

有形固定資産の増加額の調整額15,371千円はリース投資資産からの振替額であります。

3. セグメント利益またはセグメント損失(△)の合計額は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

4. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等  
前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

#### (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等  
前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり純資産額	92円50銭	213円88銭
1株当たり当期純利益	49円78銭	126円38銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	98,566	250,225
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	98,566	250,225
普通株式の期中平均株式数(株)	1,980,000	1,980,000

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	11,650	8,332	1.5	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	101,638	138,660	1.7	—
1年以内に返済予定 のリース債務	2,800	2,943	5.7	—
長期借入金 (1年以内に返済予定 のものを除く)	160,681	226,015	1.8	2026年12月1日～ 2030年4月30日
リース債務 (1年以内に返済予定 のものを除く)	16,011	13,068	5.7	2026年12月31日～ 2030年10月29日
合計	292,780	389,018	3.2	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	136,555	56,104	25,224	8,132
リース債務	3,094	3,254	3,423	3,295

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日、毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL <a href="https://ravipa.co.jp/">https://ravipa.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第二部【特別情報】**

### **第1【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

### **第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社RAVIPA

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 小室 豊和  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 寺島 洋希  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社RAVIPAの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社RAVIPA及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上